

第三期特定健康診査等実施計画

小田急グループ健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 09 月 28 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	ア・ウ 被扶養者の特定健診受診率が伸びていないが、これまで、受診率向上策を積極的に打ってこなかったことが要因である。また、受診券配布が事業所経由のため対象者に届かなかつたり、被扶養者への周知が不十分であったためと思われる。特定健診項目のみとしており、がん検診等は別途手続きする必要があり、手続きが煩雑である。	➔ <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の住所管理を進め、受診券を対象者に直接届ける ・受診しなくなる健診項目（がん検診等）の充実化を図る ・未受診者への受診勧奨を行う。 ・これらを効率よく、きめ細かく行うために、外部業者への委託を行う
No.2	オ 被保険者の健診結果では、「要医療で超重症域」と「治療中で超重症域」の該当者の割合が9.5%と高く、経年的に見ても減少していない。医療費増加率を抑制する観点からも、重症化防止対策を継続し、0%に近づける必要がある。	➔ <ul style="list-style-type: none"> ・重症化防止対策として受診勧奨を行う。主として行っている文書による実施とともに、保健指導、産業医面談においても実施を継続する ・健康セミナー等により重症化防止について啓発を行う ・各種会議等において説明を行い、本人と事業所の健康管理に関する知識などヘルスリテラシーの向上を図る
No.3	ス 生活習慣病の疾患のうち、循環器疾患および内分泌系疾患の割合が高い	➔ 生活習慣病を放置し、重症化した場合や、日常生活への影響などを分かりやすく訴え、生活習慣の改善につなげる。
No.4	セ・タ 当健保の喫煙率は社会全体と比較しても高い水準にある	➔ 喫煙対策は、事業所が主体的に取り組むことが原則である。健保組合は次の支援を行う。 ①喫煙に関する最新データや情報の提供 ②喫煙対策の推進役として事業所ごとに「喫煙対策マネージャー」を設置 ③禁煙者を増やす取り組みを実施 ④受動喫煙防止のため、事業所内喫煙所の改善を提案
No.5	チ・ツ メンタルヘルス疾患は高値で推移している。傷病手当金に占めるメンタル疾患の割合は約30%と高い。傷病手当金の支給日数も長期化しており、事業所の労働損失も大きい。	➔ 事業所のニーズとして、メンタル不調の早期発見、復職体制の整備、相談窓口等が挙げられている。対策として①休職者支援セミナー(セルフケア) ②産業医・担当者合同セミナー(ラインケア) ③事業所へのコンサルティング(必要によりストレスチェックや規定づくり等ニーズに応じた支援を行う)
No.6	オ 特定保健指導の実施率が低い。 ・積極的支援対象者が多いため、実績評価までを達成することが困難 ・グループ内委託保健師による指導方法が既定通りではない。 ・マンパワー不足 ・大規模事業所の理解協力が限定的で実施率が伸びない	➔ 保健指導の実施率を上げる施策を推進する ・「モデル実施」の活用 ・グループ内委託保健師への教育とフォロー ・大規模事業所へのアプローチ強化、体制整備 ・外部委託、遠隔支援検討
No.7	テ 事業所によって、従業員の健康に対する関心度合いに温度差がある。	➔ 健康経営に対する関心を高め、健保と事業所が協働して取り組む仕組みを構築する。 ①健康優良法人認証取得に関する情報提供と取得に向けた支援 ②経営者層を主な対象とした健康経営に関する情報提供 ③各種会議等における健康経営に関する啓発
No.8	エ・オ 健診結果における「所見なし」の割合が増加しておらず「軽度異常」や「要医療」の改善もみられない。	➔ 所見なしから所見ありの人まで、健康を維持増進するもしくは各健康レベルからより改善に向かうためのツールや機会の提供を行う。 ・健康支援アプリの使用 ・ウォーキングイベント
No.9	ト 後発医薬品の転換率は、全健保よりやや高い水準で推移しているが、その差が詰まってきている 医療費が上がっている中で、調剤の支出も比例して伸びている	➔ ・現在実施している「ジェネリック医薬品お願いシール」を保険証に貼付しているほかに、将来的にwebを活用して個別通知を行うなどの検討を進め、的確な情報提供の仕組みを考える
No.10	被扶養者の医療費では、乳幼児の割合が高い。疾病傾向としては喘息にかかる医療費が最も高い	➔ 夜間、休日診療の抑制、小児の医療費の仕組みなどの啓発及び子育て支援のための情報提供(育児誌の配布)を行う

基本的な考え方

-

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健診・生活習慣病健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～74、対象者分類：被保険者
方法	事業主健診と共同で生活習慣病健診として実施している。
体制	-

事業目標

- ・被保険者の受診率向上で100%を目指す。また受診勧奨値の対象者に対する受診勧奨を事業主と協業で実施する
- ・平成31年度に向けて、消化器検診の新たな方法が導入できるか検討し、実施する方向で各方面と調整を行う
- ・有所見者に対する受診勧奨を積極的に行い、重症化防止につなげる

評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
健診受診率	97%	97%	97%	97%	97%	97%
アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
事業所への説明	66件	66件	66件	66件	66件	66件

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・未受診者を1名でも減らすよう事業所へ協力依頼。（100%目指す） ・受診勧奨値の対象者に対し医療機関で受診するよう事業者と連携を強化する ・消化器検診の新たな方法について医療機関と交渉し、31年度から実施できるよう検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の検査項目に加え、消化器検診は「ペプシノゲン+ピロリ菌」検査に変更して実施（30歳移住以上全員に実施した場合は、予算額が220,000千円となる。2ヶ年に分けて実施できるかも合わせて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年に続き、残った事業所の消化器検診を実施（2ヶ年に分けた場合）
H33年度	H34年度	H35年度
<ul style="list-style-type: none"> ・消化器検診を除く健診を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続

2 事業名 特定健康診査(被扶養者)

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	・事業所の協力を得て、加入者情報を収集。
体制	・集合契約から、段階的に委託契約に入れ替えしていく。

事業目標

- ・個別郵送以外の方法で、受診対象者に配布物が受領される仕組みを確立（対象者100%）

評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
健診受診率の向上	43.4%	49.2%	55%	80%	83%	90%
アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
被扶養者の住所発送率	0%	90%	98%	98%	100%	100%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の住所を収集し登録・定期的に住所を収集し更新・現在の集合契約を維持しつつ、委託業者の検討を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した住所宛に受診券・案内文を郵送・委託業者の選定を行い次年度以降の契約締結を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合契約を残しつつ、委託業者の健診を一部事業所の対象者から開始
H33年度	H34年度	H35年度
<ul style="list-style-type: none"> ・集合契約を残しつつ、委託業者の健診比率を上げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度を評価しつつ、問題が無ければ集合契約を使わず、全面的に委託業者に移行する 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度を評価しつつ、問題が無ければ前年を維持

3 事業名 特定保健指導（被保険者）

対応する健康課題番号 No.6, No.8, No.3



事業の概要		事業目標						
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者	専任保健師が特定健診対象者以外も保健指導を実施し健保加入者全体の疾病管理及び予防を担う 2期においては、特定保健指導実施率向上に重点を置き実施する						
方法	<ul style="list-style-type: none"> モデル実施を活用する（動機づけ支援形態を導入することにより、終了率をUPする） 外部委託の利用拡大 遠隔など実施困難事業所への新規対策の検討 	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
体制	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社の委託保健師に特定保健指導のルールの教育とフォローアップを行う 実施率の低い大規模事業所へのアプローチを強化する（実施体制整備） 	メタボ減少率（昨年該当者）	9%	9%	9%	9%	9%	9%
		特定保健指導対象者減少率（昨年該当者）	17%	17%	17%	17%	17%	17%
		アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
		保健指導の説明	82件	82件	82件	82件	82件	82件
		特定保健指導利用率（初回面談）	50%	50%	50%	60%	60%	60%
		特定保健指導終了率（実績評価）	9.0%	12.0%	15.0%	39.0%	47.0%	55.0%
		保健指導実施数(特定対象外)	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
		受診勧奨実施率	50%	50%	50%	50%	50%	50%
実施計画								
H30年度	H31年度	H32年度						
・母体企業の現業部門に保健指導を開始(約30名)・グループ会社の医療職に対する特定保健指導の教育	・母体企業現業部門の実施者数拡大・母体企業本社部門の実施率拡大・グループ会社の実施率拡大のための教育及びフォロー・外部委託実施事業所の拡大に向けた検討	・母体企業の現業部門の更なる実施者数拡大・母体企業本社部門の更なる実施率拡大・グループ会社の実施率拡大、フォロー・外部委託実施事業所の拡大・遠隔指導導入健保の実態確認、検討						
H33年度	H34年度	H35年度						
・母体企業の現業部門の更なる実施者数拡大・母体企業本社部門の更なる実施率拡大・グループ会社の実施率拡大、フォロー・外部委託実施事業所の拡大・遠隔指導方法の検討(状況により運用開始)	・母体企業本社部門の更なる実施率拡大・グループ会社の実施率拡大、フォロー・外部委託実施事業所の拡大・遠隔指導運用開始	・継続						

4 事業名 特定保健指導（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.6



事業の概要		事業目標						
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者	保健指導実施率の向上。						
方法	<ul style="list-style-type: none"> 健保保健師にて対象者へ特定保健指導案内、受診勧奨文書配布（300名） 希望者へ保健指導実施 同時に受診勧奨実施 	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
体制	<ul style="list-style-type: none"> 健保保健師により実施 外部委託等について検討 	特定保健指導対象者減少率	17%	17%	17%	18%	18%	18%
		アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
		特定保健指導実施率	9.0%	12.0%	15.0%	39.0%	47.0%	55.0%
実施計画								
H30年度	H31年度	H32年度						
・健保による実施を継続・外部委託を検討	前年度を継続。	前年度を継続。						
H33年度	H34年度	H35年度						
前年度を継続。状況により委託実施。	前年度を継続。状況により委託実施。	委託業者の評価 3期DHの準備						

特定健康診査・特定保健指導								
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	20,110 / 24,600 = 81.7 %	20,514 / 24,600 = 83.4 %	20,920 / 24,600 = 85.0 %	22,670 / 24,600 = 92.2 %	23,370 / 24,600 = 95.0 %	
		被保険者	17,070 / 17,600 = 97.0 %	17,070 / 17,600 = 97.0 %	17,070 / 17,600 = 97.0 %	17,070 / 17,600 = 97.0 %	17,070 / 17,600 = 97.0 %	17,070 / 17,600 = 97.0 %
		被扶養者 ※3	3,040 / 7,000 = 43.4 %	3,444 / 7,000 = 49.2 %	3,850 / 7,000 = 55.0 %	5,600 / 7,000 = 80.0 %	5,810 / 7,000 = 83.0 %	6,300 / 7,000 = 90.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	606 / 6,733 = 9.0 %	762 / 6,350 = 12.0 %	919 / 6,127 = 15.0 %	2,058 / 5,277 = 39.0 %	2,410 / 5,128 = 47.0 %	2,783 / 5,060 = 55.0 %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数） / （対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数） / （対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護	
<p>健保のホームページで公表している「プライバシーポリシー」に則り、適切な取扱いをしていく。また、委託業者に委託する場合においても、細心の注意を図るとともに、新たな契約締結の際には、必要により別途覚書を締結する等、漏えい防止、責任の明確化を図る。</p>	
特定健康診査等実施計画の公表・周知	
<p>事業所や加入者の理解を得るためにも、実施計画についてはホームページ等で公表する。更に、健康保険委員会や組合会等において、進捗状況や制度の周知などの情報を発信し、継続的に実施されていることや、実績を上げていく必要性を説明していく。</p>	
その他	
-	